

海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する 法律施行規則の一部を改正する省令案に対する意見公募要領

令和7年12月5日
経済産業省資源エネルギー庁
省エネルギー・新エネルギー部新エネルギー課
国土交通省港湾局海洋・環境課

1. 意見公募の趣旨・目的・背景

令和7年6月に、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律一部を改正する法律（令和7年法律第59号）が成立し、排他的経済水域における海洋再生可能エネルギー発電設備の設置の許可に係る規定等が追加されました。

改正後の海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に関する法律（平成30年法律第89号）において、海洋再生可能エネルギー発電設備の維持管理の方法の基準、仮許可の申請及び許可の申請に係る事項等は経済産業省令・国土交通省令で定めることとされているため、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律施行規則を改正することとなりました。

ついては、広く国民の皆様から意見をいただきたく、以下の要領で意見の募集をいたします。忌憚のない意見を下さいますようお願い申し上げます。

2. 意見公募の対象

海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令案

3. 資料入手方法

(1) 電子政府の総合窓口「e-Gov」における掲載

(2) 窓口での配布

経済産業省資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部新エネルギー課
（東京都千代田区霞が関 経済産業省別館4階）
国土交通省港湾局海洋・環境課海洋利用開発室
（東京都千代田区霞が関 合同庁舎3号館8階）

4. 意見募集期間（意見募集開始日及び終了日）

令和7年12月5日（金）～令和8年1月7日（水）必着

5. 意見提出先・提出方法

別紙の意見提出用紙に日本語で記入の上、以下いずれかの方法で送付してください。

(1) 電子政府の総合窓口「e-Gov」

電子政府の総合窓口「e-Gov」(<https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>)
の意見提出フォームからご提出ください。

(2) 郵送

意見提出用紙に氏名、連絡先及び本件への意見を記入の上、以下の住所宛にお送りください。

住所：〒100-8901

東京都千代田区霞が関1-3-1

経済産業省資源エネルギー庁

省エネルギー・新エネルギー部新エネルギー課

パブリックコメント担当 あて

(3) 電子メール（意見提出用紙を添付してお送りください。）

意見提出用紙に氏名、連絡先及び本件への意見を記入の上、以下のメールアドレス宛てにお送りください。

メールアドレス： bzl-youzyou-eez-publiccomment★meti.go.jp

（「★」を「@」に置き換えて御利用ください）

（電子メールの件名を「海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令案に対する意見」としてください。）

※ 電話での意見提出はお受けしかねますので、あらかじめ御了承ください。

6. その他

皆様からいただいた意見については、最終的な決定における参考とさせていただきます。なお、いただいた意見についての個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ、その旨を御了承ください。

提出いただきました意見については、氏名（法人又は団体の場合は名称）、住所、電話番号及びメールアドレスを除き、すべて公開される可能性があることを、あらかじめ御承知おきください。ただし、意見中に、個人に関する情報であって特定の個人を識別する記述がある場合及び個人・法人等の財産権等を害するおそれがあると判断される場合には、公表の際に当該箇所を伏せさせていただきます。

意見に附記された氏名、連絡先等の個人情報については、適正に管理し、意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認といった、本案に対する意見公募に関する業務にのみ利用させていただきます。

経済産業省資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部新エネルギー課
国土交通省港湾局海洋・環境課
パブリックコメント担当 宛

**「海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する
法律施行規則の一部を改正する省令案」に対する意見**

[氏 名]	(企業・団体の場合は、企業・団体名、部署名及び担当者名)
[住 所]	
[電話番号]	
[電子メールアドレス]	
[御意見]	
・ 該当箇所 (どの部分についての意見か、該当箇所が分かるように明記してください。)	
・ 意見内容	
・ 理由 (可能であれば、根拠となる出典等を添付又は併記してください。)	